機構による承認申請の 受付業務等について



平成26年度医薬部外品承認申請実務担当者説明会

独立行政法人医薬品医療機器総合機構 審査業務部業務第一課

本日の内容

- 1. 受付のご案内
- 2. 受付における留意点
- 3. 外国製造業者の認定等
- 4. 届出における留意点
- 5. 簡易相談
- 6. 手数料
- 7. 承認書等の交付
- 8. 申請・届出に関するお問い合わせ
- 9. 機構HP掲載内容の紹介

1 受付のご案内

3

提出場所

(独)医薬品医療機器総合機構 審査業務部

〒100-0013東京都千代田区霞が関3-3-2新霞が関ビル6階



- ▶■<u>業務第一課:医薬品、医薬部外品、化粧品関係</u> TEL:03-3506-9437(業務第一課)
- ■業務第二課:医療機器、体外診断用医薬品、再生医療等製品関係 TEL:03-3506-9509(業務第二課)

FAX:03-3506-9442(業務第一課·業務第二課兼用)

- ◆郵送による受付をご希望する場合は、上記住所に必要 書類を送付して下さい。
- ◆直接持参の場合は6階東側の受付窓口にお越し下さい。

受付窓口について

- 6階東側に入り、左手に待合室があります。
- 待合室に設置されている<u>発券機から整理券を取り</u>、 お待ち下さい。
- 整理券に記載された番号が呼ばれましたら指定された受付窓口で申請等して下さい。
- 受付窓口では2人まで着席できます。
- 医薬品・部外品・化粧品は原則①~④番窓口
 (医療機器・体外診断薬、再生医療等製品は原則⑤~⑧番窓口)

受付時間:月曜日から金曜日(祝日を除く) 9:30~12:00、13:30~17:00

5

受付窓口での留意点

- ◆ 受付時に申請等に必要な内容を確認します。申請等 の内容を把握され説明できる方がお越し下さい。
- ◆ 申請・届出受付後の<u>窓口でのご質問・ご相談は、ご</u> 遠慮下さい。
- ◆ 月末・週末は、混雑が予想されます。比較的空いている週明け等をご利用下さい。
- ◆ 一度の申請・届出数が、多数に及ぶ場合、その際に 受付を行わず、一旦書類をお預かりし対応すること があります。

申請書や届出に不備がある場合、受け付けることができません。 提出前に内容を十分ご確認下さい。

郵送提出における留意事項

- ◆ <u>同一の種別の申請・届出のみを同一の封筒・箱等</u> で送付して下さい。
- ◆ <u>封筒・箱等の表面には、中身の申請・届出の種別を</u> 明記して下さい。
- ◆ 受付票及び申請・届出の機構受領印押印控え分の 返送を希望する場合、そのための返信用封筒(信 書便)を必ず同封して下さい。

郵送後に申請書や届出内容に不備がある場合、受付できません。 この場合、再送付等により受付までに時間を要します。 提出前に、内容を十分にご確認下さい。

2 受付における留意点

申請書等に多く見られる不備 承認申請及び一部変更承認申請の場合 (その1)

- 鑑とFDの提出日が異なる。
- 審査調査申請書と承認申請書の日付や申請者の住所、販売名等が異なる。
- 手数料コードが抜けている。
- 申請区分を間違えている。

【申請区分について参考となる通知等】

- □「医薬部外品等の承認申請について」 H26.11.21薬食発1121第7号(別紙1) □「医薬部外品の製造販売承認申請に関する質疑応答集(Q&A)について
 - (その1)」H26.11.25 審査管理課事務連絡(別紙2)

申請書等に多く見られる不備

承認申請及び一部変更承認申請の場合 (その2)

- 一 代表者印が押されていない。(会社印のみでは不可)
- 一変申請の際、備考欄に履歴の記載がない。
- 添付資料有りの申請で資料の添付がない。
- 製造販売業許可証の写しがない。
- 一変申請の際に過去の承認書(一変含む)、軽微変 更届等の写しがない。
- 提出部数が足りない。

申請書等に多く見られる不備

承認申請及び一部変更承認申請の場合 (その3)

- 収入印紙の金額を間違えている。
- 収入印紙に割印が押されている。
- FDに不具合があり開かない。
- 返信用封筒の切手が不足している。
- 複数の品目をまとめて申請する際に調査申請書や 製造販売業許可証の写しが1部しか提出されていな い。
- 申請書の差換えが生じた場合に、申請書の鑑の宛先 が再提出日の厚生労働大臣名である。

11

3. 医薬品等外国製造業者 の認定等

医薬品等の外国製造業者の認定について

医薬品医療機器法(昭和35年法第145号)

- 第13条の3(外国製造業者の認定)
 - 1 外国において本邦に輸出される医薬品、医薬部外品又は化粧品を製造しようとする者(以下「医薬品等外国製造業者」という。)は厚生労働大臣の認定を受けることができる。
 - 2 前項の認定は、<u>厚生労働省令*で定める区分</u>に従い、製造所 ごとに与える。

※医薬品医療機器法施行規則第36条(外国製造業者の認定の区分) 第2項 医薬部外品の認定区分

- 無菌医薬部外品の製造工程の全部又は一部を行うもの(第三号に掲げる ものを除く。)
- 二 前号の無菌医薬部外品以外の医薬部外品の製造工程の全部又は一部を 行うもの(次号に掲げるものを除く。)
- 三 医薬部外品の製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行うもの

13

【医薬品等外国製造所認定申請から認定取得までの流れ】 **PMDA** Step1 業者コード登録票提出(外国製造業者/製造所) 外国 製造業者 Step2 業者コード登録/発行(外国製造業者/製造所) (申請者) 玉 Step3 登録免許税領収証書、手数料振込(写) 審査業務部 内 (受付) Step4 認定申請(製造所ごと、認定区分ごと) Step5 認定調査申請(製造所ごと、認定区分ごと) 製 ※Step4と5は並行して行う 造 Step6 調査(書面/実地: PMDAが代行して実施) Step7 照会/指摘/差換え等の指示 販 围 品質管理部 売 製 Step8 回答・差換え 業 造 託 Step12 認定証交付 審査業務部 者 代 Step9 Step11 調査結果通知 行 認定証発行 十認定申請 厚生労働省 Step10 審査

医薬品等外国製造業者認定の流れ①

【Step1 業者コード登録票提出(外国製造業者/製造所)】

・外国製造業者のコードの取得は代行者が、「業者コード登録票」(別紙4の様式1) により、PMDA審査業務部あてにFAX(FAX:03-3506-9442)して申請。 (業者コードの付与は厚生労働省が行う。)

【Step2 業者コード登録/発行(外国製造業者/製造所)】

・付与された業者コードは、PMDAを経由して申請者へ連絡。

【Step3.4.5 認定申請(製造所ごと、認定区分ごと)】

- ・新規又は区分追加、変更の場合には、裏面に登録免許税(90,000円)の領収証書(原本)を貼付
- ·認定申請書(厚生労働大臣宛)(別紙6)、 認定調査申請書(PMDA理事長宛)(別紙7)を提出。

【Step6 調査(書面/実地:PMDAが代行して実施)】

・品質管理部により、書面及び実地による調査を実施。

15

医薬品等外国製造業者認定の流れ②

【Step7 照会/指摘/差換え等の指示】

・調査中に生じた疑義への照会や指摘事項、差換えを要する場合の差換え指示。

【Step8 回答・差換え】

・照会への回答や差換え指示に基づく差換え。

【Step9 調査結果通知】

・PMDA品質管理部における調査終了後、厚生労働大臣あてに適合性調査結果 を書面にて通知

【Step10 審査】

適合性調査結果を踏まえ、厚生労働省において認定の可否について審査。

【Step11 認定書発行】

【Step12 認定書交付】

・厚生労働省において認定可と判断されたものに対しては、PMDAを経由して申請者に認定書を発行、交付。

医薬品等外国製造業者認定

(1)「業者コード」の取得

外国製造業者コードの取得は代行者が申請できます。

- ・外国製造業者の氏名、住所及び製造所の名称、所在地等を「業者コード登録票」(別紙4の様式1)に記載し、PMDA審査業務部宛にFAXして取得します。
- ・訂正・取消しの場合は「外国製造業者コード(訂正・取消)願」 (別紙5)をFAXにて送付して下さい。

FAX送信先:03-3506-9442(審査業務部)

なお、認定または認定の更新を受けている外国製造業者については、機構HPで公表しております。

17

医薬品等外国製造業者認定

(2)申請者

申請者が法人である場合は、

代表者(代表権のある役員)が申請を行うことになり ます。

工場長が法人の代表者でない場合は、申請者として認められません。

(平成18年2月14日審査管理課事務連絡 Q1)

(3)外国製造業者認定申請代行業者

申請者は外国製造業者ですが、手続きについては製造販売業者が代行することができます。

ただし、次のいずれにも該当する場合には、関係製造販売業者以外の者が代行できます。

- ① 関係製造販売業者が代行できない正当な理由があること。
- ② 認定申請者から手続の代行につき委託を受けていること。 (申請者と代行者との間の契約でも可)
- ③ その他、製造品目の把握、連絡に責任を持てること。

19

外国製造業者認定更新申請

- •外国製造業者の認定の有効期間は<u>5年</u>です。 _{更新を受けなければ、その期間の経過によって効力を失います。}
- ・認定更新の申請は、認定更新申請書を提出することにより行います。

この場合も新規認定申請時と同様に、機構理事長宛の認定調査申請書も併せて提出して下さい。

- ・事務処理に5ヶ月程度かかるため、 **有効期限の5ヶ月前までに申請して下さい**。
- ・認定の有効期間満了後の申請は、新規扱いとなります。
- ・認定証を紛失した場合は、更新申請書と同時に 再交付申請書を提出して下さい。

認定申請に係る通知について

医薬品及び医薬部外品に関する外国製造業者の認定申請の取扱いについて

(平成22年10月8日薬食審査発1008第1号)(別紙9)

- ア、「疎明する書類」等の詳細を定めた。
- イ、「製造所の責任者の履歴を記した書類」の記載内容を示した。
- ウ、「製造品目一覧及び製造工程に関する書類」は、別紙様式により記載する。
- エ、関係製造販売業者が代行することを原則とし、その責務を定めた。
- オ、例外的に関係製造販売業者以外が代行する場合のその条件と添付資料 等を示した。
- カ、外国代表役員及び代表権のない業務を担当する役員が識別できる業務分 掌表を添付する。
- キ、その他

医薬品等の製造業の許可及び外国製造業者の認定の申請書に添付する様式等 の改正について (平成22年10月13日薬食発1013第2号)(別紙10)

- ア、「構造設備の概要一覧表」等の様式を改正し、記載内容を示した。
- イ、当面の間、旧様式を使用してもよいこととした。

21

医薬品等外国製造業者認定申請に関する注意事項 (医薬部外品に特有なもの)

(1)申請者(申請者が法人である時は、その業務を行う役員)が 法第5条第3号ホ及びへに該当しないことを疎明する書類 及び履歴書

製造販売業者の責任において担保する場合に限り、 疎明する書類と履歴書は省略可(担保を宣誓する書類が必要)

(2)認定を受ける製造所

- ①GMP対象外医薬部外品は、最終製造工程の製造所(包装、表示、保管の製造所は含まない)で認定を受ければよい。
- ②GMP対象医薬部外品は、原薬の製造工程以降の全ての製造所(包装、表示、保管の製造所を含む)で認定が必要。

認定申請書に多く見られる不備

- 鑑に申請者の法人名の記載がない。
- 登録免許税領収証書が原本ではない。(コピー不可)
- 更新申請の際に、認定証原本が添付されていない。
- 業務を行う役員の疎明書が添付されていない。
- 業務分掌表が添付されていない。
- 申請書類において提出の際、製造販売業者が代行できない場合、その 理由書と代行者への委任状、契約書等が添付されていない。(更新、書 換交付申請も同様)
- 外国製造業者のサインが直筆ではない。
- 既に同一の製造所が認定を受けている。
- 提出部数が不足している。(正・副 各1通) ※変更届は正本1通
- 添付資料(現地の許可証等)が不足している。
- 備考欄に必要な記載がない(ex.「薬局等構造設備規則に適合している」、「関係製造販売業者による代行」、「代行者に関する情報」、「更新までに変更した履歴のすべて」等)

22

【参考】

化粧品外国製造販売(製造)業者届

※法第14条の承認を要しない化粧品の外国製造業者の場合

- 本邦に輸出される化粧品を海外にて製造販売し、又は製造しようとする者の氏名又は住所並びに当該者の事務所又は製造所の名称及び所在地を厚生労働大臣宛に提出する。
- この届出は、当該化粧品を日本国内で製造販売しようとする者が機構を経由して厚生労働大臣宛に提出する。
- 提出部数は2部(控えが必要な場合は3部)

4 届出における留意点

25

(1)軽微変更届

- ①届出について
- ・厚生労働省令で定める軽微な変更について、厚生労働省令に定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を届け出なければならない。(医薬品医療機器法第14条第10項)
- ・軽微な変更の範囲は以下に掲げるもの以外のものとする。 (医薬品医療機器法施行規則第47条)
 - ア 品目の本質、特性、性能及び安全性に影響を与える製造方法の変更
- イ 規格及び試験方法の事項の削除及び規格の変更
- ウ 病原因子の不活化又は除去方法の変更
- エ 用法用量、効能効果の追加、変更、削除
- オ その他、製品の品質、有効性、安全性に影響を与えるおそれがあるもの

② 軽微変更届において留意すべき事項

- 軽微な変更を行った後、30日以内に届出 (医薬品医療機器法施行規則第48条) ※30日を超えての届出については、遅延理由書を提出
- 変更年月日:製品出荷日又は当該変更を行った時点 (届出者において適切に判断)
- 製造方法等変更時の添付書類
 - •「新旧対照表」
 - ・変更管理を実施した旨の「宣誓書」等
- 変更内容の妥当性:
 - →審査は次回の一変申請の際行われる。
 - →変更管理の確認等は、GMP(定期調査)の際行われる。

27

③ 軽微変更届について参考となるQ&A

- □「医薬品等の承認申請等に関する質疑応答集 (Q&A)について」
- ・ 平成18年12月14日 事務連絡(Q19~ Q34) (軽微か一変かの手続きも含む。)
- · 平成19年1月12日 事務連絡(Q6~Q9)
- · 平成20年8月26日 事務連絡(Q4~Q6)
- ・ 平成22年6月28日 事務連絡 「軽微変更届出の範囲の明確化に関する検討結果について」

<u>軽微変更された内容は承認事項となるので、</u> 提出前にもう一度確認をお願いします。

(2)承継届

- ① 届出について
 - ・医薬品等の承認を受けた者について、相続、合併、分割が あったときは、相続人(法人)等は、当該承認取得者の地位を 承継する。(医薬品医療機器法第14条の8第1項)
 - ・承継者は、相続の場合相続後遅滞なく、それ以外は、承継前 に厚生労働省令に定めるところにより、大臣に届出。

(同法の8第3項)

- ・医薬品医療機器法第14条の8第1項「品目に係る資料等」 (医薬品医療機器法施行規則第69条第1項)
 - ア 製造業許可(認定)申請時の資料
 - イ 承認(一部変更承認)申請時の資料
 - ウ 再審査申請の際の資料

など9項目

(2)承継届

- ② 承継届において留意すべき事項
 - ・ 承継者、被承継者ともに製造販売業の許可を有していること。
 - ・ 承継日の1ヶ月前までに提出すること。
 - 承認取得者の地位を承継するものであることを証する書類を添付すること。
 - 添付資料
- ア 契約書の写し
- イ 被承継者の誓約書
- ウ 承認書の写し
- エ 輸入契約書の写し(輸入の場合)
- オ 登記事項証明書(合併等登記を要する場合)
- ◆その他承認後1年未満のもの、一変申請中のものは 原則承継できない。

(3)輸出届

- ・医薬品等を輸出のために、製造等をし又は輸入しようとする者が行う。(医薬品医療機器法施行令第74条第1項)
 - ※国内で流通しうる形態のまま輸出する場合には届出不要
- ・製造専用の原薬は、原薬を製造し、輸入しようとする者が届け出る。
 - ※ 関係通知等
 - □「輸出用医薬品等の届出の取扱いについて」 (平成20年11月11日 薬食審発第1111001号)
 - □「輸出用医薬品等の届出の取扱いに関する質疑応答集(Q&A)について」 (平成20年11月11日 事務連絡)
 - □「薬事法等の一部を改正する法律等の施行等について」 (平成26年8月6日 薬食発第0806第3号)

31

5 簡易相談

① 簡易相談の手続方法

- ◆簡易相談の予約
 - · FAXで対面助言(簡易相談)予約依頼書を送信する。

申込日:相談日の2週間前の各種別ごと指定する曜日

- ◆ 簡易相談予約の決定
 - · 機構担当者からFAXで連絡
- ◆ 簡易相談申込書の提出
 - ・ 機構から相談実施の連絡が来た日の翌日から3勤務日以 内にFAXで提出。
 - ・ 手数料振込金受取書のコピーも忘れずに添付

<簡易相談実施要綱>

「独立行政法人医薬品医療機器総合機構が行う対面助言、証明確認調査 等の実施要綱等について」

(의 平成24年3月2日 薬機発第0302070号(平成26年11月21日一部改正))

33

② 簡易相談の実施場所

- ◆ 医薬品医療機器総合機構の所定の場所
- ◆ 機構と電話回線で接続したテレビ会議システムを 導入した場所

(大阪医薬品協会・社団法人富山県薬業連合会)



※ テレビ会議システムによる簡易相談

希望する場合は、例えば「<u>大阪医薬品協会・社団法人富山</u> <u>県薬業連合会での簡易相談を希望</u>」のように、ご希望の実施 場所を申込書の備考欄に記載するようにして下さい。

また、GMP/QMS調査、GCTP調査に関する相談に限り、 関西支部調査課にて対応できる場合がありますので、希望する場合には申込書の備考欄に「関西支部での簡易相談を希望」と記載してください。

③相談日時について

相談区分	曜日	時間帯
後発医療用医薬品	火曜日	10:00~12:00
	木曜日	13:30~16:00
一般用医薬品	水曜日	10:30~12:00
	金曜日	13:30~17:00
殺虫・殺そ剤	火曜日	13:30~17:00
医薬部外品	火曜日	13:30~17:00
	金曜日	10:30~12:00
医療機器・体外診断用医薬品	木曜日	10:30~17:00
	金曜日	10:30~17:00
新医薬品記載整備等、再生医療等 製品、GCP/GLP/GPSP調査、 GMP/QMS調査、GCTP調査	当該週内で日程調整のうえ決定	

当月及び翌月の相談予定日は、機構ホームページに掲載しております。※次月分の予定表については、前月中旬頃に掲載いたします。

④予約申込日時について

	月曜日	火曜日	水曜日
10:00~ 11:30	後発医療用医薬品	一般用医薬品 殺虫・殺そ剤	医薬部外品
13:30~ 15:00	新医薬品記載整備等 再生医療等製品	GCP/GLP/ GPSP調査 GMP/QMS 調査 GCTP調査	医療機器 体外診断用医薬品

- ・相談日の2週間前の指定する日時内にFAXにて お申し込み下さい
- 予約申込日時が祝日の場合は、各曜日直前の営業日の13:30~15:00が予約申込日時となります。
- 予約受付時間帯以外は、固くお断りいたします。

<簡易相談にて対応できる相談内容>

- ◆ 予定している成分・分量、効能・効果、用法・用量から判断できる添付資料又は添加物の使用前例等
- ◆ 製造方法等の変更における一部変更承認申請の対象事項への該当性
- ◆ 一部変更承認申請か、軽微変更届で対応可能かなどの判断について
- ◆ GMP適合性調査に関すること(機構が調査権者のものに限る)

<簡易相談にて対応できない相談内容>

- ◆ 許可に関するもの
- ◆ 規格及び試験方法の妥当性に関するもの
- ◆ 個別の試験方法や試験結果の妥当性の確認など事前審査に該当するもの
- ◆ 表示又は広告に関するもの
- ◆ 医薬品又は医薬部外品への該当性に関するもの
- ◆ 有効成分又は添加物の使用前例の上限値及び下限値 (使用予定量が明らかでない場合)に関するもの

27

簡易相談について留意すべき事項(1)

- 電話、来訪、郵送、電子メールによる申込は ご遠慮下さい。
- 相談内容は具体的かつ簡潔に、ご記入お願い致します。また、実施要綱を参照の上、相談可能な内容についてのみ、お申込みをお願いいたします。
- 資料がある場合は、予約申込み時に必ず添付して下さい。

簡易相談について留意すべき事項②

- 当日のFAX送信後の受信確認以外のお問い合せは ご遠慮下さい。
- 予約申込み後の補足説明(質問の追加)のFAX、電話等は受付できません。
- <u>申込み件数が相談枠を超えた場合、</u>相談枠外となったお申込みは、次回に繰り越すことはできず、<u>改めてのお申込みとなります。</u>

39

6 手数料

薬事法関係手数料令の改正について

消費税率変更に伴い、「検疫法施行令等の一部を改正する政令」 (平成26年3月31日 政令第126号)及び「独立行政法人医薬 品医療機器総合機構審査等業務関係業務方法書実施細則」が 改正され、平成26年4月1日より審査等手数料の一部が改定されました。

また、<u>平成26年11月</u>に医薬品医療機器法(旧薬事法)の施行に併せ、<u>審査等手数料の一部が改定されました</u>ので、申請の際には、ご注意ください。

41

手数料関係における注意事項

- 外国製造業者による申請において、機構調査手数料 の振込金受取書の申請者名は、外国製造業者とする こと。
- 代行者の都合で受取書に自社名の記載を希望する場合は併記すること。
- 国への手数料となる印紙分や登録免許税分を機構手 数料と一緒に口座へ振り込まないこと。
- 振込みの際、業者コードは誤りなく記載すること。
- 振込みの際、依頼人欄は、担当者の氏名ではなく、 法人名(社名)を記載すること。

<手数料の情報は、機構HPにおいて詳しく掲載されております。>

機構HPトップ Q(http://www.pmda.go.jp/)

- →承認審査業務
- →承認審査業務情報
- →各種審査等手数料について

<掲載内容について>

- 審査等手数料の詳細及び各種審査別手数料額の一覧表など
- 審査手数料の振込口座一覧
- 振込方法等の詳細
- 振込用紙の記入方法
- 審査手数料の誤納額の還付について
- 還付請求書の記入方法等の案内(様式ダウンロードも可能)
- 国の手数料について

43

7 承認書等の交付

承認書の交付にあたり

- 承認事項(内容)に該当しない資料等は承認書に添付いたしませ ん。
- 承認事項(内容)に引用される「別紙」がある場合は、FD申請の 「別紙ファイル」に添付して下さい。
- 一変申請時の新旧対照表は承認書に添付します。
- 承認事項(内容)に引用される「別紙」とは以下のようなものを指し ます。
 - →構造式、容器の図面、検量線、承認事項に引用される工程流 れ図、吸収スペクトルの波形図、試験検査器具の図等
- 承認事項(内容)に該当しない資料とは以下のようなものを指しま す。
 - →参考資料(製造工程流れ図、使用前例、 使用上の注意案、各種許可書の写し、理由書・念書等)

<機構受付窓口で交付する承認書等>

- ◆ 医薬品·医薬部外品·医療機器·体外診断用医薬品·再生医 療等背品の製造販売承認書・製造販売承認事項一部変更承 認書(一部の新医薬品を除く)
- ◆ 医薬品·医薬部外品·医療機器·体外診断用医薬品·再生医 療等製品の外国製造業者認定証・登録証
- ◆ 上記の申請に関する取下げ願提出による申請書等の返却。

<郵送による交付の場合>

郵送による交付を希望する場合、申請時に、申請書類と共 に承認書等返送用封筒(信書便)をご提出下さい。交付の準 備が整いましたら、返送用封筒にて送付いたします。

く返送用封筒の注意点>

- ◆ 「承認書等在中」の旨を明記し、できるだけ一申請・一封筒 でお願いいたします。
- 重要書類の郵送であることから、書留などの確実な返送方 法でお願いいたします。

<受付窓口での交付の場合>

◆ 交付の準備が整いましたら、担当者より<u>電話にてご連絡い</u> たします。

<お越しになる際の注意点>

- ◆ 受付時間内に6F東側受付窓口に直接お越し下さい。
- ◆ 待合室に設置されている発券機から、承認書等交付用の整理券をお取り下さい。
- ◆ 整理券に記載された番号が呼ばれましたら指定された受付 窓口にお越し下さい。

くご持参頂くもの>

◆ 申請者と証明できるもの(社員証等)

<交付の際>

◆ 承認書等の内容をご確認の上、交付となります。

47

8 申請・届出に関する お問い合わせ

<お問い合わせにあたり留意する事項>

- ◆ <u>手続き等に関するお問い合わせにつきましては、</u> <u>別紙12を用いてFAXにてご相談ください。</u>(電話による、お問い合わせはご遠慮下さい。) また、お問い合わせのための受付窓口への来訪は、 固くお断りいたします。
- ◆ お問い合わせに応じられる内容は、以下のようなものとなります。**内容を確認の上、折り返し担当より回答 致します。**
 - ・機構で受付を行う申請・届出についての手続き等に関すること。
 - ・申請手数料等に関すること。

【お問い合わせ先】 審査業務部 業務第一課 FAX:03-3506-9442

49

◆ 申請ソフトの操作方法について(入力の仕方が不明等)は下記の申請ソフトヘルプデスクへご質問下さい。

く連絡先>

FAX:03-3507-0114

E-mail:fd_iyaku@pmda.go.jp

- ◆ 以下の内容に関する問い合わせは、許可権者の 都道府県にご相談下さい。
 - · 製造販売業許可・製造業許可に関すること。
 - ・ 該当性(医薬品・部外品に当たるかどうか等)に関すること。

9 機構HP掲載内容の紹介

51



<主な掲載内容の紹介>

- 機構来訪予定の皆様へ
- 各種審査等手数料について
- 申請・届出等の様式ダウンロード
- 機構で実施する各種相談制度等
- 外国製造業者認定等
- 原薬等登録原簿(MF)について
- 輸出証明
- 研修会・講習会・説明会・レポート等
- 新医薬品、新医療機器承認品目一覧
- 治験関連情報
- 申請ソフト等に関するQ&Aについて
- 申請窓口への問い合わせについて
- ※ 主に申請、届出の情報は「PMDA業務情報」内の「承認審査業務情報」 に掲載されております。
- ■http://www.pmda.go.jp

特定フィブ

ご清聴ありがとうございました